1 移住等に関する要件(次のアからウのすべてに該当すること)

- ア 移住元に関する要件(※いずれかに該当すること)
 - ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏の うちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区へ通勤(雇用者としての通勤の 場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)していた こと。
 - イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件 不利地域(※1)以外の地域に在住し、東京23区へ通勤していたこと(ただし、東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点と することができるものとする。)。

※1…東京都: 檜原村、奥多摩町、大島村、利島村、新島村、神対馬村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村。埼玉県: 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町。千葉県: 館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町。神奈川県: 山北町、真鶴町、清川村。

- ウ) ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京23区内の大学等へ 進学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元 としての対象期間とすることができる。
- イ 移住先に関する要件(次のすべてに該当すること)
 - ア) 町の移住支援金給付事業実施(平成31年4月1日)後に三春町に転入したこと。
 - イ) 移住支援金の交付申請時において、転入後3ヶ月以上1年以内であること。
 - ウ) 三春町に移住支援金申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件(次のすべてに該当すること)
 - ア) 暴力団等の反社会勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - イ) 日本人または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、 定住者もしくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - ウ) 福島県および三春町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。